

岩倉市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年3月31日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	47,656人	14,727,993 千円	1,113,370 千円	2,667,275 千円	18.1%	18.6%

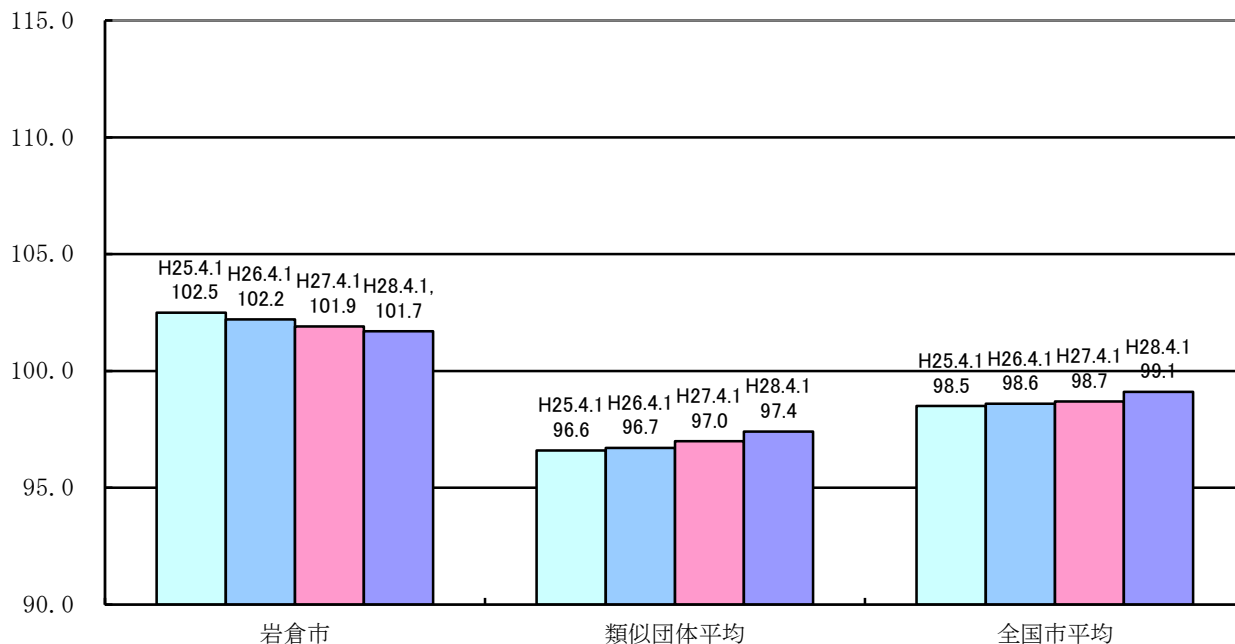
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	357人	1,106,983 千円	233,386 千円	423,411 千円	1,763,780 千円

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
4,940 千円	4,969 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 再任用職員を含む。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成 28 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、100 を超えている場合について、その理由及び対応

（理由）

本市では、40歳半ばから60歳までの職員数が他の年代と比較して極端に少ないことなどにより、職員の平均年齢が急激に下がっている（一般行政職平均年齢、国 43.6 歳、愛知県 41.9 歳、岩倉市 35.9 歳）。そのために、管理職や統括主査級に昇格する年齢も下がり、勤続 20 年以上の職員の多くが管理職や統括主査級となっていることから、その年代の職員の平均給料月額を押し上げている。また、本市では高校卒や短大卒の職員が上位級に昇格するという傾向が国家公務員より顕著であるため、高校卒や短大卒の職員に係るラスパイレス指数は高い水準となっており、全体の指数を押し上げている。さらに本市では国と異なる初任給（大学卒・高校卒：4号高、短大卒：2号高）となっていることなどから、ラスパイレス指数が高くなっている。

（対応）

平成 28 年 4 月より行政職給料表（一）の 4 級、5 級の職員の給料の 1%、6 級の職員の給与の 2%、7 級、8 級の職員の給料の 3% の減額を行っている。

（4）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2% の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

平成 27 年 4 月 1 日より平均 1.6% 引下げ実施。

平成 30 年 3 月 31 日まで経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日より実施
(支給割合)

	平成 26 年度の 支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度の 支給割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%
岩倉市の支給割合	3%	4%	5%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）
--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岩倉市	35.9歳	279,346円	353,181円	316,412円
愛知県	41.9歳	326,736円	428,816円	382,343円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.9歳	312,759円	367,734円	338,953円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	
岩倉市	43.5歳	23人	283,226円	323,287円	313,217円	—	—	—	—
うち 清掃職員	45.0歳	7人	300,771円	363,574円	346,336円	廃棄物処理 業従業員	45.3歳	290,300円	1.25
うち 調理員	42.1歳	16人	275,550円	300,001円	300,001円	調理士	43.1歳	249,300円	1.20
愛知県	52.6歳	321人	328,459円	390,153円	372,202円	—	—	—	—
国	50.4歳	2,876人	287,447円	329,358円	—	—	—	—	—
類似団体	49.9歳	12人	311,315円	336,400円	325,073円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
岩倉市	—	—	—
うち清掃職員	5,726,767円	3,968,100円	1.44
うち調理員	4,655,483円	3,333,200円	1.40

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（平成25年度～平成27年度の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（2）職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		岩 倉 市	愛 知 県	国
一般行政職	大学卒	183,300円	183,900円	176,700円
	短大卒	160,200円	—	—
	高校卒	149,000円	149,500円	144,600円
技能労務職	高校卒	170,800円	138,300円	—

（注）技能労務職については職務によって異なるため、平均額を記載している。

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	261,256円	333,884円	388,375円
	短大卒	X	—	349,396円
	高校卒	—	—	X
技能労務職	大学卒	X	278,175円	X
	短大卒	X	274,250円	295,920円
	高校卒	—	X	314,400円

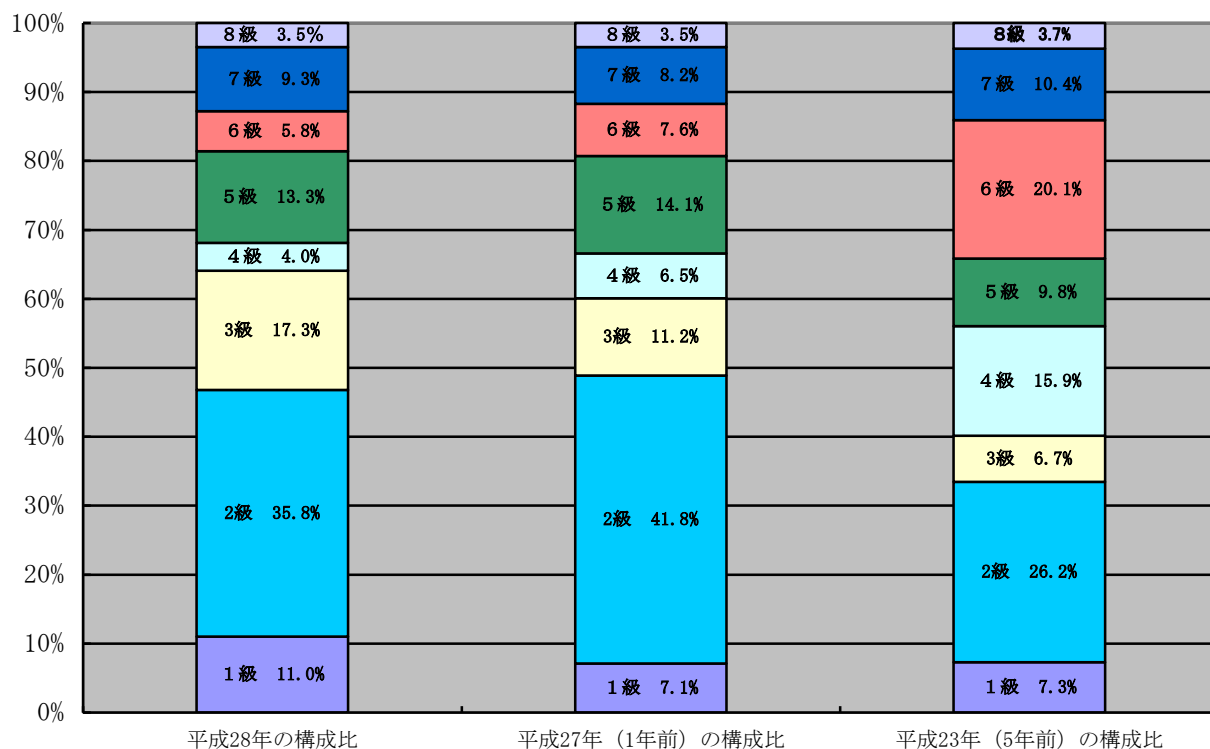
（注）個人が特定される項目については公表しません。（2人以下の項目はXと記載しています。）

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	19人	11.0%	141,600円	246,600円
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	62人	35.8%	191,700円	303,400円
3級	主任の職務	30人	17.3%	227,900円	349,200円
4級	主査の職務	7人	4.0%	261,100円	380,200円
5級	統括主査の職務	23人	13.3%	287,100円	392,200円
6級	主幹の職務	10人	5.8%	317,700円	409,400円
7級	課長及び専門員の職務	16人	9.3%	361,800円	444,100円
8級	部長の職務	6人	3.5%	407,300円	467,800円

- (注) 1 岩倉市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	岩倉市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岩 倉 市	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,218千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,705千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 3～20% ・ 管理職加算 4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成 28 年度中における運用	岩倉市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○		○	○
標準に加え、上位の成績率も適用		○		
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

岩 倉 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445月分	25.55625月分	勤続 20 年	20.445月分	25.55625月分
勤続 25 年	29.145月分	34.5825月分	勤続 25 年	29.145月分	34.5825月分
勤続 35 年	41.325月分	49.590月分	勤続 35 年	41.325月分	49.590月分
最高限度額	49.590月分	49.590月分	最高限度額	49.590月分	49.590月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2～15%加算			定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人当たり平均支給額 普通 4,325千円					
応募認定・定年 22,500千円					

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 27 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（27年度決算）		63,041千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（27年度決算）		168,170円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	6%	346人	6%

(4) 特殊勤務手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（27年度決算）		3,571千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（27年度決算）		30,780円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		32.2%		
手当の種類（手当数）		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務手当	税務職	庁外で行う市税の調査賦課並びに市税及び税外収入の滞納整理又は滞納処分に関する業務	132千円	日額200円
防疫作業手当	全職種	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症のうち、一類感染症及び二類感染症の病原体の付着した物件又は付着の危険がある物件の処理作業	0円	1回350円
行旅病人等取扱手当	一般行政職	行旅病人収容作業	0円	1回600円
		行旅死亡人等処理作業	0円	1回2,000円
福祉手当	一般行政職	社会福祉法第 15 条第 1 項第 2 号に掲げる職員で同条第 4 項に規定する現業業務	216千円	月額3,000円
自動車運転手当	技能労務職	臨時にごみ運搬車を運転する業務	0円	日額200円
防災手当	全職種	風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う業務	11千円	1回300円
消防手当	消防職	消防吏員で消防救急等に関する業務（火災）	87千円	1回400円
		消防吏員で消防救急等に関する業務（救急又は救助）	1,314千円	1回200円
夜間特殊業務手当	消防職	消防吏員のうち交替制勤務の職員が深夜において正規の勤務として行う業務	1,811千円	1回440円

※平成 28 年 4 月より、福祉手当を月額支給(3,000 円)から日額支給(150 円)へ変更した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	69,371千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度）	243千円
支給実績（26年度決算）	62,207千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度）	205千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 配偶者がいない場合うち1人については 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算	同じ	無	30,759千円	221,284円
住居手当	借間・借家 家賃等金額12,000円以下 無支給 家賃等金額12,000円超～23,000円 家賃等金額-12,000円（百円未満切り捨て） 家賃等金額23,000円超～55,000円 （家賃等金額-23,000円）÷2+11,000円 （百円未満切り捨て） 家賃等金額55,000円超～ 27,000円	同じ	無	23,748千円	276,142円
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃等の額55,000円以下 実額 55,000円超 55,000円	同じ	無	21,299千円	84,857円
	2 交通用具利用者 通勤距離片道 2 km未満 不支給 2 km以上 5 km未満 2,000円 5 km以上 10 km未満 4,200円 10 km以上 15 km未満 7,100円 15 km以上 20 km未満 10,000円 20 km以上 25 km未満 12,900円 25 km以上 30 km未満 15,800円 30 km以上 35 km未満 18,700円 35 km以上 40 km未満 21,600円 40 km以上 45 km未満 24,400円 45 km以上 50 km未満 26,200円 50 km以上 55 km未満 28,000円 55 km以上 60 km未満 29,800円 60 km以上 31,600円	同じ	無		
	3 交通機関と交通用具の利用者 上記1、2の合計額（最高55,000円）	同じ	無		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対する手当 部長職 70,800円 課長職 54,000円 主幹職 39,700円 ※行政職給料表（一）6級以上の職員で55歳を超えた職員は管理職手当を1.5%減額している。	異なる		32,453千円	579,519円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制 度との 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
管理職員特別 勤務手当	1公職選挙法の適用を受ける選挙に関する 事務及び災害による非常配備又は災害救 助活動に従事した職員に支給される手当 部長職 10,000円 課長職 8,000円 主幹職 6,000円 2事務が3時間未満の場合 上記1の金額の100分の50 3事務が6時間を越える場合 上記1の金額の100分の150	同じ	無	154千円	15,400円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務 をした職員に支給される手当 $(\text{給料月額} + \text{地域手当} + \text{月額特勤手当}) \times 12$ $(\text{一週間の勤務時間} \times 52) - (7.75 \times 18 \text{日}) \times 100 \text{分の} 135$	異なる	$(\text{給料月額} \times 1.03) \times 12$ $\div (\text{一週間の勤務時間} \times$ $52) \times 100 \text{分の} 135$	0円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務をした 職員に支給される手当 $(\text{給与月額} \times 1.03 + \text{月額特勤手当}) \times 12$ $(\text{一週間の勤務時間} \times 52) - (7.75 \text{h} \times 18 \text{日}) \times 100 \text{分の} 25$	異なる	$(\text{給料月額} \times 1.03) \times 12$ $\div (\text{一週間の勤務時間} \times 52$ $) \times 100 \text{分の} 25$	4,456千円	114,258円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給され る手当 1回 4,200円	同じ	無	0円	0円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額 等
給 料	(参考) 類似団体における最高/最低額
	市長 989,000円 / 989,000円 / 595,000円
	副市長 816,000円 / 816,000円 / 560,000円
教育長 716,000円 / -	
報 酬	議長 512,000円 / 512,000円 / 298,000円
	副議長 462,000円 / 462,000円 / 265,000円
	議員 431,000円 / 431,000円 / 243,000円
期 末 手 当	市長 (27年度支給割合) 3.15月分
	副市長 (27年度支給割合) 3.15月分
教育長	(27年度支給割合) 3.15月分
退 職 手 当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	市長 989,000×48×0.392 18,609,024円 任期毎
	副市長 816,000×48×0.235 9,204,480円 任期毎
教育長 716,000×48×0.191 6,564,288円 任期毎	

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 2 平成28年4月1日から岩倉市特別職の給与の特例に関する条例の規定に基づき市長、副市長、教育長の給料の3%を減額している。

6 職員数の状況

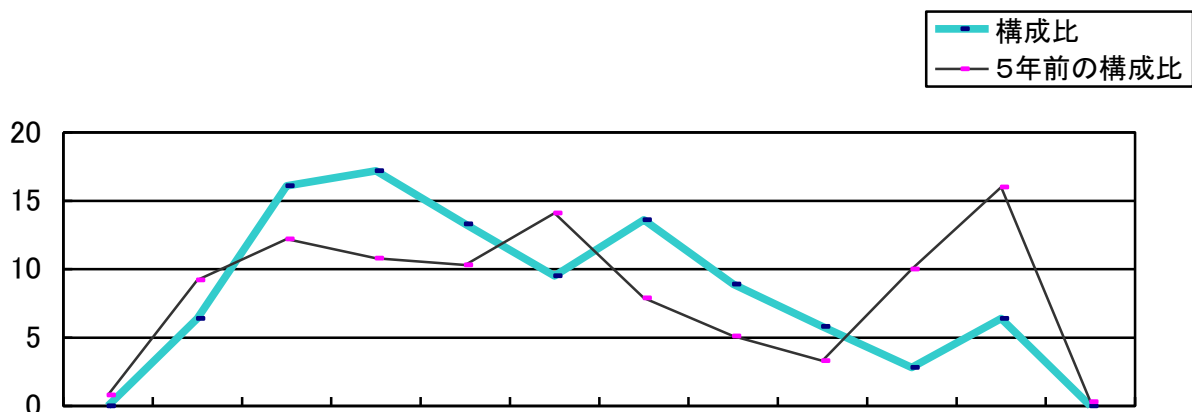
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
普通会計部門	議会	4	4	0	人員配置や業務の見直しに伴う増減
	総務	57	56	△1	
	税務	19	19	0	
	民生	113	111	△2	
	衛生	33	33	0	
	労働	0	0	0	
	農林水産	5	5	0	
商工土木	5	5	0		
	計	261	261	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.67人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 69.29人)
	教育部門	30	29	△1	人員配置の見直しに伴う減
	消防部門	49	50	1	人員配置の見直しに伴う増
	小計	340	340	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.22人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.04人)
公営企業会計等部門	水道	6	5	△1	人員配置の見直しに伴う減
	下水道	3	3	0	
	その他	12	12	0	
	小計	21	20	△1	
合計		361	360	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.41人
		[527]	[426]	[0]	

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 職員数は一般職に属する職員数である。
 3 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	27人	29人	23人	12人	16人	16人	13人	1人	6人	0人	360人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	264	262	266	266	261	261	△3 (△1.1%)
教育	33	33	33	32	30	29	△4 (△13.8%)
消防	50	50	50	50	49	50	0 (0%)
普通会計計	347	345	349	348	340	340	△7 (△2.1%)
公営企業等会計計	22	22	23	23	21	20	△2 (△10%)
総合計	369	367	372	371	361	360	△9 (△2.5%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	609,602千円	42,966千円	39,708千円	6.5%	7.1%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
27年度	6人	19,881千円	3,210千円	5,553千円	28,644千円	4,774千円	7,007千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
岩倉市	32.4歳	268,531円	426,788円
団体平均	44.7歳	346,797円	514,785円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

岩 倉 市	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,342 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.6月分 (0.75月分)	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.6月分 (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

岩 倉 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.590月分 最高限度額 49.590月分 49.590月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～15%加算	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.590月分 最高限度額 49.590月分 49.590月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算

ウ 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)			1,023千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)			170,512円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	6%	6人	6%

エ 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)				0円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)				0円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)				0%
手当の種類(手当数)				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(27年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険手当	全職種	塩素滅菌作業並びに医薬用外毒物、劇物及び高圧電気の取扱いに関する業務	0円	日額200円
徴収手当	全職種	水道料金等の徴収に関する業務	0円	日額200円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	627 千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	104 千円
支給実績 (26年度決算)	814 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	116 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500 円 配偶者がいない場合うち1人については 11,000 円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000 円加算	同じ	無	580千円	193,492円
住居手当	借間・借家 家賃等金額12,000円以下 無支給 家賃等金額12,000円超～23,000円 家賃等金額-12,000円(百円未満切り捨て) 家賃等金額23,000円超～55,000円 (家賃等金額-23,000円)÷2+11,000円(百円未満切り捨て) 家賃等金額55,000円超～ 27,000円	同じ	無	504千円	252,000円
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃等の額 55,000 円以下 実額 55,000 円超 55,000 円 2 交通用具利用者 通勤距離片道 2 km 未満 不支給 2 km 以上 5 km 未満 2,000 円 5 km 以上 10 km 未満 4,200 円 10 km 以上 15 km 未満 7,100 円 15 km 以上 20 km 未満 10,000 円 20 km 以上 25 km 未満 12,900 円 25 km 以上 30 km 未満 15,800 円 30 km 以上 35 km 未満 18,700 円 35 km 以上 40 km 未満 21,600 円 40 km 以上 45 km 未満 24,400 円 45 km 以上 50 km 未満 26,200 円 50 km 以上 55 km 未満 28,000 円 55 km 以上 60 km 未満 29,800 円 60 km 以上 31,600 円 3 交通機関と交通用具の利用者 上記1、2の合計額(最高55,000円)	同じ	無	488千円	122,118円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対する手当 部長職 70,800円 課長職 54,000円 主幹職 39,700円 ※行政職給料表(一)6級以上の職員で55歳を超えた職員は管理職手当を1.5%減額している。	同じ	無	0円	0円
管理職員特別勤務手当	1公職選挙法の適用を受ける選挙に関する事務及び災害による非常配備又は災害救助活動に従事した職員に支給される手当 部長職 10,000円 課長職 8,000円 主幹職 6,000円 2事務が3時間未満の場合 上記1の金額の100分の50 3事務が6時間を越える場合 上記1の金額の100分の150	同じ	無	0円	0円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務をした職員に支給される手当 $\frac{(\text{給料月額} + \text{地域手当} + \text{月額特勤手当}) \times 12}{(\text{一週間の勤務時間} \times 52) - (7.75\text{h} \times 18\text{日})} \times 100\text{分の}135$	異なる	$\frac{((\text{給料月額} \times 1.03) \times 12)}{(\text{一週間の勤務時間} \times 52)} \times 100\text{分の}135$	0円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務をした職員に支給される手当 $\frac{(\text{給与月額} \times 1.03 + \text{月額特勤手当}) \times 12}{(\text{一週間の勤務時間} \times 52) - (7.75\text{h} \times 18\text{日})} \times 100\text{分の}25$	異なる	$\frac{((\text{給料月額} \times 1.03) \times 12)}{(\text{一週間の勤務時間} \times 52)} \times 100\text{分の}25$	0円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給される手当 1回 4,200円	同じ	無	0円	0円